

平成 18 年 7 月 31 日  
横浜市公立大学法人評価委員会決定

## 利益処分の承認について

### 1. 法的根拠

地方独立行政法人法第 40 条（利益及び損失の処理等）

◆地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理することとなっている。ただし、設立団体の長である市長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画に定める用途に充てることができる。

（第 1 項、第 3 項）

◆市長が承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第 5 項）

### 2. 承認基準

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）により、「利益処分に関する書類」における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における「経営努力により生じたとされる額」となっている。

（1）運営交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益については、経営努力認定とする。

（2）中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に実施したために費用が減少に生じた場合については、経営努力認定とする。

### 3. 利益処分の承認に係る意見

<利益処分について>

法人から申請のあった地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額について、法人評価委員会としては「意見なし」とする（⇒「全額を目的積立金として承認する。」）。